

議案第 57 号

天理市福祉センター条例の一部改正について

天理市福祉センター条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年12月7日提出

天理市長 南 佳 策

天理市福祉センター条例の一部を改正する条例

天理市福祉センター条例（昭和49年7月天理市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表（備考を除く。）中「無料」を「200」に改め、同表備考中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の天理市福祉センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。